



発行 東京都

目次

告示

○平成二十六年東京都告示第四百六十四号 (東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託)の一部改正 (生活文化局文化振興部企画調整課) 一

○生活保護法による指定介護機関の休止 (福祉保健局生活福祉部保護課) 一

告示 (海区漁調)

○東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止 三

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定 (主税局課税部課税指導課) 三

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 (生活文化局都民生活部地域活動推進課) 三

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (同) 五

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (産業労働局商工部地域産業振興課) 六

○平成二十四年五月十六日付東京都規則第三百三十三号 七

○平成二十六年十月十日付東京都規則第五百五十五号 七

正誤

告示

●東京都告示第九十六号

平成二十六年東京都告示第四百六十四号 (東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年一月三十一日」に改める。

●東京都告示第九十七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十条の二の規定による休止の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の二 (中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	休止年月日
1360990053	セントケア東京株式会社	東京都豊島区北大塚3-32-4	セントケア訪問看護ステーションあい	東京都品川区大井4-10-6 2階	訪問看護	平成26年7月1日
1360990053	セントケア東京株式会社	東京都豊島区北大塚3-32-4	セントケア訪問看護ステーションあい	東京都品川区大井4-10-6 2階	介護予防訪問看護	平成26年7月1日
1345550108	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤奥沢薬局	東京都世田谷区奥沢3-29-7 アートビル1階	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1345550108	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤奥沢薬局	東京都世田谷区奥沢3-29-7 アートビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日
1373202264	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート町田	東京都町田市森野3-20-5	居宅介護支援	平成26年8月1日

告示 (海区漁調)

●東京漁調指示第三号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。) 第二百五条第一項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川県漁業調整委員会が構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島 (以下「海ほたる」という。) 周辺海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、法第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

平成二十七年二月十九日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 (以下「区域」という。) において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内 (船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。) をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

- ア 海ほたる北東の突角から八十四度四十八分 (真方位による。以下同じ。) 二百八十三メートルの点
- イ 海ほたる南東の突角から百七十四度四十八分二百八十三メートルの点
- ウ 海ほたる南西の突角から二百七十六度七分三百六十

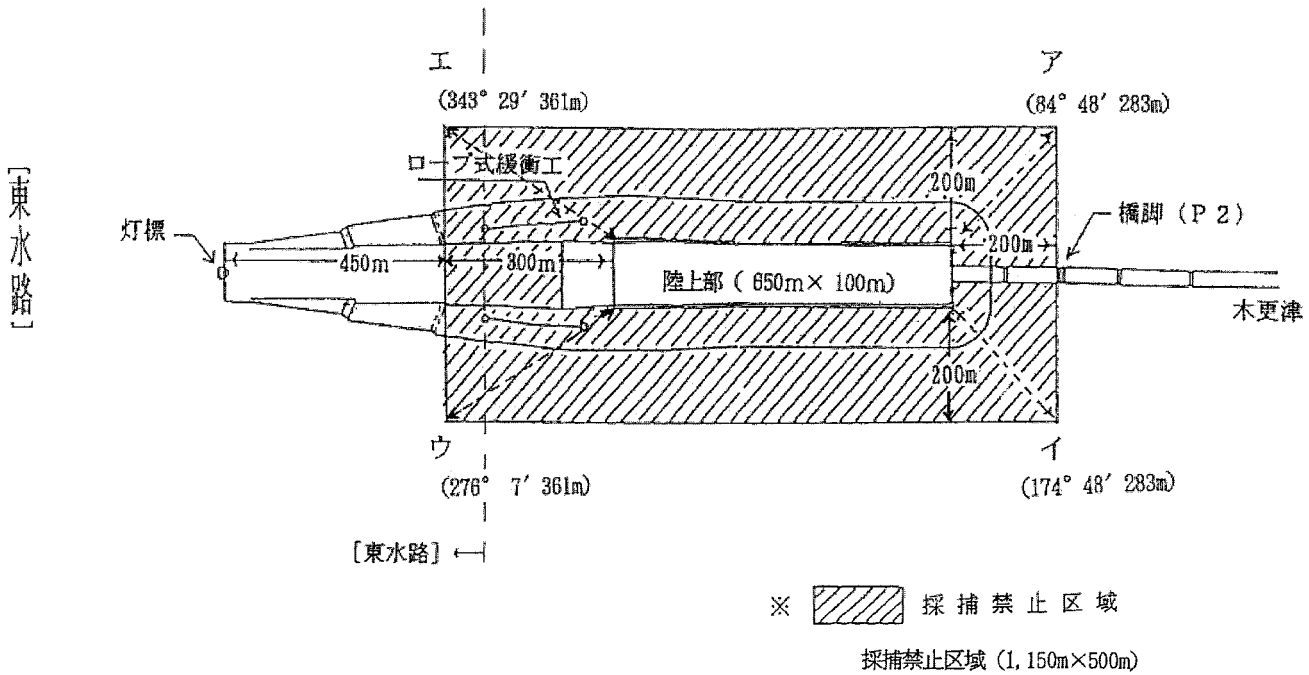
一メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から三百四十三度二十九分三百六十一メートルの点

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十七年三月一日から平成二十九年二月二十八日までとする。

採捕禁止区域図



公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第一項の規定により、特約
業者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 指定年月日
名称 氏名 事業所の所在地

日東鉱油 鈴木 勇 葛飾区小菅三丁目 平成二十七年
有限公司 十一番十二号 二月一日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
証の申請があったので、同条第五項において準用する同法
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十七年二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

<p>特定非営利活動法人ザ・ファースト・テイ・オブ・ジヤパン</p> <p>三 代表者の氏名 氏家 正道</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋六丁目十四番五号 SW新橋ビル一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、ジュニアゴルフの普及・啓発及び推進に関する事業、ジュニアゴルフの育成に関する事業、国際親善のための支援に関する事業等を行い、スポーツとしてのゴルフを通じて、人生における価値観の育成、健全な人格形成、体力の向上並びに社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りぼん</p> <p>三 代表者の氏名 小林 真奈美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区池上二丁目九番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人達及びその家族に対し、地域生活を営む上で必要な支援及び社会生活を促進するための事業を行うとともに、障害者の自立支援を図ること</p>	<p>で、障害者とその家族が地域の中で社会の一員として自分らしく、さらに豊かな生活が送れる社会の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Safe Kids Japan</p> <p>三 代表者の氏名 山中 龍宏</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区大蔵二丁目十番一号 国立成育医療研究センター内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもの事故を防ぐために、国際組織であるSafe Kids Worldwide(本部…米国ワシントン)と連携し、子どもの事故に関する調査・研究を実施し、またエビデンスに基づいた啓発活動を広く国民、とくに子どもをもつ保護者に周知し、また政策的含意へのアドボカシーを行い、事故による子どもの傷害の軽減を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市滝山町一丁目五百八十八番地三 あけぼの寮</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に障害のある人々に対して、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業、高齢者及び障害者向けの給配食事業、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業等、地域生活を守るために必要と思われる環境を整え、生活自立及び社会参加活動を支援し、すべての人々が健やかに暮らせるノーマライゼーション社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サクセスこども総合基金</p> <p>三 代表者の氏名 秦 順一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区六本木七丁目一番十九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、治療開発支援事業、患者・家族支援事業、医療福祉人材とヘルスケア産業の成長発展支援事業、啓発事業などを通して、小児がんをはじめとする難病や障がいと向き合う子どもの環境改善を図り、全ての子どもとその家族が、適切な社会保障のもとで満足した生活を得られるような当たり前の社会の実現を目的とする。</p>
---	---	--

(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 W r a i t h o f c a n d y

三 代表者の氏名

新井 雄貴

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区太子堂四丁目二十三番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、子供を中心に学生や成人を対象としてあらゆる芸術や自己表現法の伝授、国際化へ向けた国際教育をおこない、芸術の振興、国際協力、子供の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みらい創造舎

三 代表者の氏名

石井 奈津美(石川 奈津美)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八番二号

五 定款に記載された目的

自らの使命に気づき、志を持って生ききる人。広く世界と社会を、ながく時間と距離を、深く自然と人間を考えられる人。多様性を歓迎し、未知に挑戦し、その生き様が他者に影響を与える人。かかるリーダーの輩出を通じ、結果として豊かな精神性の社会、持続可能で幸せな発展を遂げる平和な世界を創出することを本団体の目的とする。

当該目的を達する為、社会の本質的な複雑さ、構造の理不尽さ、生命の美しさ、人の想いの暖かさ、斯様な世界それ自身を教材として、元來人の持つ好奇心と創造性を活かし育むものとする。

それら人材を輩出し続ける仕組みが、社会を変えるに至るまで存続する為、教育とは社会と人、世界と人の間に揺蕩うものであることの自覚と共に組織の成功体験を、自らの認識を、常に過去のものとし、成長する組織として自身を律することを、みらい創造舎の本懐とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドリームスポーツクラブ

三 代表者の氏名

中村 克史

四 主たる事務所の所在地

東京都羽村市神明台一丁目十六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して、サッカーを始めとしたスポーツ全般の普及・発展を図り、スポーツを通じた人々の交流により、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、活気ある町づくりを目指し、生涯素晴らしい環境でスポーツを楽しめるような環境を整え、さらに会員相互の親睦を重視し、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人羽田ボランティア推進の会

三 代表者の氏名

佃 辰雄

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区羽田三丁目十六番十号

五 定款に記載された目的

多摩川羽田地区河川敷、河川水を綺麗にし、自然環境保全地域指定を目的する。

又東京国際空港記念建造物、羽田平和の大鳥居、鈴木新田跡、史跡等の周辺の美化・清掃活動及び当地の歴史と文化を後世に伝えることを目的とする。

2. 夜間の防犯防災、町の美化強化パトロールを実施し、子供達やお年寄りの方々等を凶悪犯罪から守り、清潔で美しい犯罪のない、安心安全な明るい皆の愛する町、羽田を守る。自らの町は自ら守る。(法人内の羽田自警団という) (以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人タオ江戸川

三 代表者の氏名

西田 俊光

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区南葛西六丁目二番二十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが互いの持つ様々な個性や能力を尊重し合い、働く喜び・生きがいを共有し、互いに支え合うことのできる地域社会の実現を目指し、江戸川区及び近郊の区市町村に住む障害者や高齢者などをはじめとする地域住民に対し、就労支援・生活支援活動等を行い、もって広く公益の増進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に

より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年二月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名	(仮称) ペットエコ多摩店
二 店舗所在地	八王子市別所二丁目三十七番一
三 設置者名	有限会社ヨネヤマプランテイション
四 設置者住所	神奈川県横浜市港北区新羽町二千五百八十二番地
五 小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ヨネヤマプランテイション
六 新設をする日	平成二十七年十月一日
七 店舗面積の合計	千四百八平方メートル
八 駐車場の位置及び収容台数	店舗南側 五十六台
九 駐輪場の位置及び収容台数	店舗南西側 四十三台
十 荷さばき施設の位置及び面積	店舗南東側 二十八平方メートル
十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗東側 十二・二一立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻	午前十時
十三 小売業を行う者の閉店時刻	午後八時
十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後八時三十分まで
十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一か所 店舗南側
十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時まで
十七 届出日	平成二十七年一月三十日
十八 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九 縦覧期間	平成二十七年二月十九日から同年六月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	(仮称) 北区浮間計画
二 店舗所在地	北区浮間五丁目三番一号ほか
三 設置者名	株式会社島忠
四 設置者住所	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地
五 小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社島忠ほか一名

六	新設をする日	平成二十七年十月一日
七	店舗面積の合計	一万一千四百七十六平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 四百七十二台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗北西側ほか 六百四十一台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗南東側ほか 二百九十六平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗南東側ほか 四十二・一二立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前七時
十三	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時三十分
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前六時三十分から午後十一時まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	三か所 店舗北側ほか
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時までほか
十七	届出日	平成二十七年一月三十日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	平成二十七年二月十九日から同年六月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十四年五月十六日付東京都規則第百三三号

二ページ上段中「平成二十四年度東京都」を「平成 年度東京都」に訂正する。

○平成二十六年十月十日付東京都規則第百五十五号

ページ一段一行 誤 正

増刊53

一三 上 四 修正に 修正を

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002